

議案第28号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

国民健康保険税の税率等の見直し及び子ども・子育て支援金の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の追加について、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「次条及び第6条」を「第5条、第6条及び第7条の2」に、「100分の6.96」を「100分の8.51」に改める。

第3条の2を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について43,065

円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.22を乗じて算定する。

第5条の2中「16,000円」を「12,885円」に改める。

第6条の見出し中「に係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「100分の2.41」を「100分の2.77」に改める。

第7条の見出し中「に係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、同条中「17,000円」を「17,354円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,710円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について121円とする。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号中「特定同一世

帶所属者」の次に「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「28, 910円」を「30, 146円」に改め、同号イ中「11, 200円」を「9, 020円」に改め、同号ウ中「に係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「11, 900円」を「12, 148円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1
人について 1, 197円

第19条第1項第2号ア中「20, 650円」を「21, 533円」に改め、同号イ中「8, 000円」を「6, 443円」に改め、同号ウ中「に係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「8, 500円」を「8, 677円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1
人について 855円

第19条第1項第3号ア中「8, 260円」を「8, 613円」に改め、同号イ中「3, 200円」を「2, 577円」に改め、同号ウ中「に係る」の次に「介護納付金課税額の」を加え、「3, 400円」を「3, 471円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1
人について 342円

第19条第2項第1号ア中「6, 195円」を「6, 459円」に改め、同号イ中「10, 325円」を「10, 766円」に改め、同号ウ中「16, 520

円」を「17, 226円」に改め、同号エ中「20, 650円」を「21, 532円」に改め、同項第2号ア中「2, 400円」を「1, 932円」に改め、同号イ中「4, 000円」を「3, 221円」に改め、同号ウ中「6, 400円」を「5, 154円」に改め、同号エ中「8, 000円」を「6, 442円」に改め、同条第3項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第3号中「第3条の2」を「第5条」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第4項、第5項及び第7項から第12項までの規定中「第3条の2」を「第5条」に改め、「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附則第13項及び第14項中「、第3条の2」を「、第5条」に改め、「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。